

第10期につき高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託  
評価基準書

1 総則

本書は、日進市（以下「本市」という。）が発注する第10期につき高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託の最優秀提案事業者の選定に係る評価基準を示すものである。

2 審査機関

審査は、第10期につき高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

3 一次審査

参加資格を有するとされた者が4者以上であった場合は、書類による一次審査を行い、業務実績、業務体制及び価格点の合計点が高い3者までを二次審査の対象とする。

なお、参加資格を有するとされた者が3者以下の場合は、全者を二次審査の対象とする。

(1) 審査の内容

業務実績及び業務体制は、評価基準に基づき、審査委員会の各委員がその内容を評価し、点数（以下「評価点」という。）を与える。評価点は、提案書の記載内容を基に審査採点表を用いて評価を行う。

価格点は、評価基準に基づき、提案価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

(2) 評価点の配分

業務実績	40
業務体制	40
価格点	20
合 計	100

(3) 採点方法

提案書の評価分類、評価内容及び配点は次のとおりとする。

( ) 内は内訳

評価分類	評価内容	配点
業務実績		40
会社概要	・会社の基本データ等に基づき、ノウハウの提供、推進体制に十分期待できるか。	(20)
受託実績	・同種の業務について豊富な業務実績を有しており、その経験を本業務に活用できるか。	(20)
業務体制		40
人的能力	・当該業務を遂行する主任技術者は、必要な知識や経験を有しているか。	(20)
体制の整備	・複数の担当によるフォローアップ体制を整えているか。 ・円滑な連絡調整ができるか。	(20)

(4) 採点は次の評価基準にて実施し、評価分類の項目ごとに計算式（評価段階（係数）×配点）で評価点を算出する。

評価段階（係数）	評価基準
5（1.0）	提案内容は本市にとって期待以上である。
4（0.8）	提案内容は明確であり、本市の要求する水準を十分満たすものである。
3（0.6）	提案内容は明確であり、採用してよい。可もなく不可もないレベルである。
2（0.4）	提案内容は若干の不明確な箇所があるため、市等との協議により不明確な箇所が明確にされることを条件に採用してよい。
1（0.2）	提案内容は不明確な箇所があるため、市等と十分な協議し、必要な修正を行うことを条件に採用してよい。
0（0）	採用できない。

(5) 価格点は、見積書に記載された業務費用と「第10期につき高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領3（1）」に記載された委託料の上限額の比率により算出するものとする

(小数点以下四捨五入)。ただし、委託料の上限額の8割を下回る費用は全て満点とする。

$$\text{価格点} = \frac{\text{委託料の上限額の8割の価格}}{\text{提案費用}} \times 20 \text{点}$$

(6) 複数の者の合計点が同点の場合、審査委員の投票により多数決で上位者を選定する。なお、投票で同数のときは委員長が決する。

(7) 一次審査の評価点は、二次審査の評価点に影響しないものとする。

#### 4 二次審査

二次審査は、本業務を受注した場合の業務担当予定者に提案書等の内容についてプレゼンテーションの実施を求め、業務実績、業務体制、事業提案、価格を評価基準に基づき総合的に評価し、合計点の最も高い者を最優秀提案事業者とする。評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受注候補者として選定しない。

##### (1) 評価点の配分

業務実績	10
業務体制	10
事業提案	60
価格点	20
合計	100

##### (2) 審査の内容

業務実績及び業務体制並びに事業提案は、評価基準に基づき、審査委員会の各委員がその内容の評価し、評価点を与える。評価点は、提案書の記載内容及びプレゼンテーションを基に審査採点表を用いて評価を行う。価格点は、評価基準に基づき、提案価格に対する価格点を与える。

##### (3) 採点方法

提案書の評価分類、評価内容及び配点は次のとおりとする。

( ) 内は内訳

評価分類	評価内容	配点
業務実績		10
会社概要	・会社の基本データ等に基づき、ノウハウの提供、推進体制に十分期待できるか。	(5)
受託実績	・同種の業務について豊富な業務実績を有しており、その経験を本業務に活用できるか。	(5)
業務体制		10
人的能力	・当該業務を遂行する主任技術者は、必要な知識や経験を有しているか。	(5)
体制の整備	・複数の担当によるフォローアップ体制を整えているか。 ・円滑な連絡調整ができるか。	(5)
事業提案		60
地域特性の理解度	・本市の地域特性を十分に把握しているか。	(10)
委託業務の理解度	・介護保険制度の趣旨を理解しているか。 ・第10期にっしん高齢者ゆめプランのあり方や方向性について提案しているか。	(10)
令和7年度業務委託に係る提案	・対象者を抽出する際の技術的な留意点が説明されているか。 ・アンケート調査や設問内容について独自の工夫があるか。 ・無理のない業務スケジュールが組まれているか。	(20)
令和8年度業務委託に係る提案	・介護予防事業評価及び効果測定に関する仮説が示されているか。 ・認知症の人及びその家族からの声を反映させる取組の提案があるか。 ・無理のない業務スケジュールが組まれているか。	(20)

- (4) 採点は次の評価基準にて実施し、評価分類の項目ごとに計算式（評価段階（係数）×配点）で評価点を算出する。

評価段階（係数）	評価基準
5（1.0）	提案内容は本市にとって期待以上である。
4（0.8）	提案内容は明確であり、本市の要求する水準を十分満たすものである。
3（0.6）	提案内容は明確であり、採用してよい。可もなく不可もないレベルである。
2（0.4）	提案内容は若干の不明確な箇所があるため、市等との協議により不明確な箇所が明確にされることを条件に採用してよい。
1（0.2）	提案内容は不明確な箇所があるため、市等と十分な協議し、必要な修正を行うことを条件に採用してよい。
0（0）	採用できない。

- (5) 価格点は、見積書に記載された業務費用と「第10期にしん高齢者ゆめプラン策定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領 3（1）」に記載された委託料の上限額の比率により算出するものとする（小数点以下四捨五入）。ただし、委託料の上限額の8割を下回る費用は全て満点とする。

$$\text{価格点} = \frac{\text{委託料の上限額の8割の価格}}{\text{提案費用}} \times 20 \text{点}$$

- (6) 複数の者の合計点が同点の場合、事業提案の評価点が高い者を上位とする。合計点、事業提案が同点の場合は、審査委員の投票により多数決で上位者を選定する。なお、投票で同数のときは委員長が決する。

## 5 失格事由

次の条件に該当する場合は、失格とする。この場合、当該提案事業者の評価を行わず、最優秀提案事業者としない。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 正当な理由なく、審査において本市が定める時間に遅刻したもの。
- (3) 実施要領、作成要領に指定する提案書等の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本プロポーザルの通知を行った日から最優秀提案事業者決定の日までの間に、別の契約をしている委託業務等や本プロポーザルに関して選定手続に定められている事項以外で審査委員会委員及び関係職員等との接触があったもの。